

中国モバイルペイメントの応用状況と 関連する政策動向

～ レストランのDXから中小企業向け与信判断まで ～

2 0 2 1 年 2 月
経 済 産 業 研 究 所
フ ェ ロ ー 大 川

モバイルペイメントの仕組みと利用シーン

モバイルペイメントを起点にした事業の広がり

モバイルペイメント関連の規制の強化

海外展開の状況

中小企業貸し出しへの応用と

モバイルペイメントビッグデータをめぐる動き

第三者モバイル決済は年間決済額3000兆円レベルに

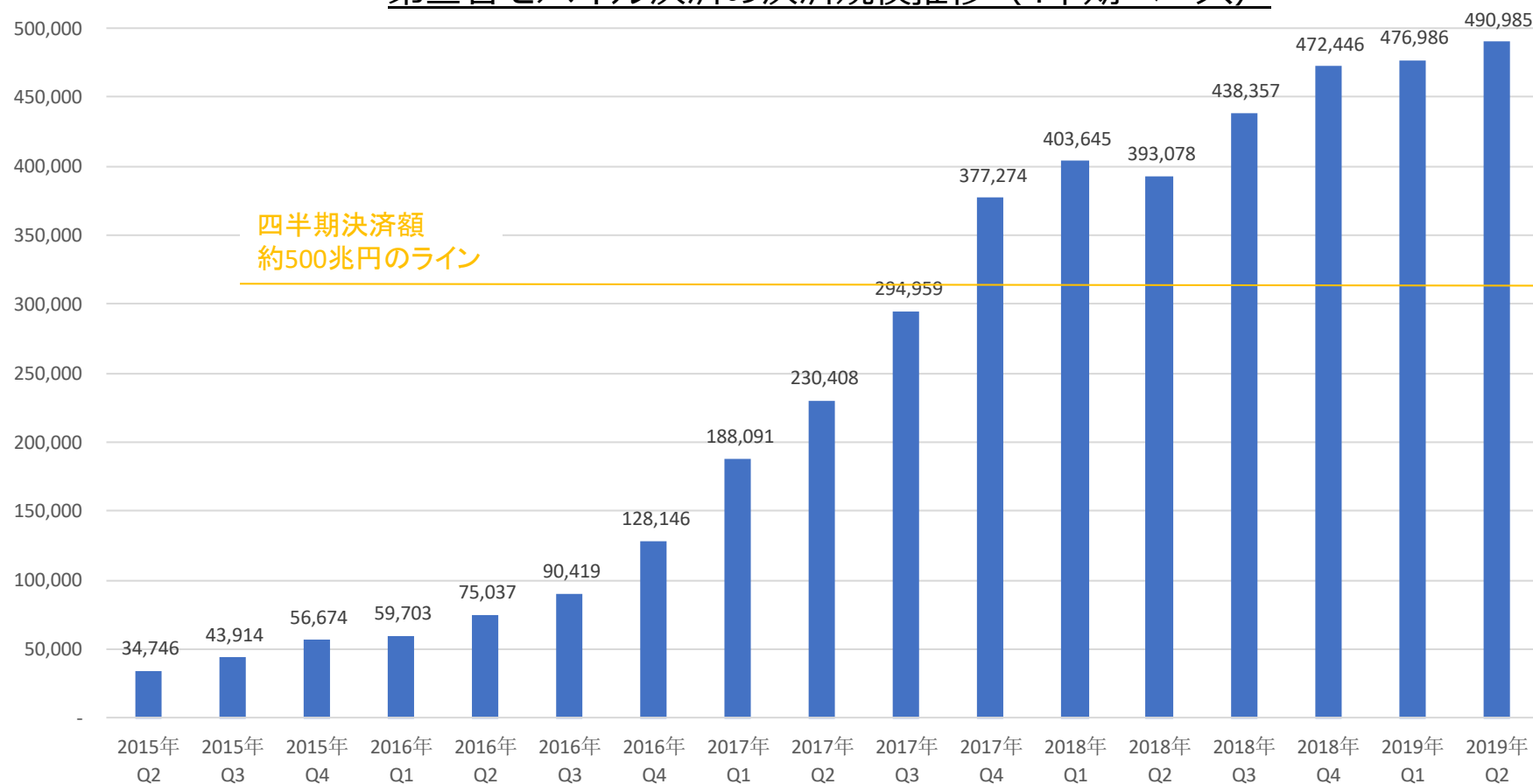
モバイルペイメントの仕組みと利用シーン

第三者モバイル決済サービスの市場

第三者モバイル決済市場は、近年急速に増加し、1年で1.5倍の規模になっている。
直近では、年間の決済規模が3,000兆円に達している。

(億円)

第三者モバイル決済の決済規模推移 (4半期ベース)



	2015年 Q2	2015年 Q3	2015年 Q4	2016年 Q1	2016年 Q2	2016年 Q3	2016年 Q4	2017年 Q1	2017年 Q2	2017年 Q3	2017年 Q4	2018年 Q1	2018年 Q2	2018年 Q3	2018年 Q4	2019年 Q1	2019年 Q2
四半期決済額 (億円)	34,746	43,914	56,674	59,703	75,037	90,419	128,146	188,091	230,408	294,959	377,274	403,645	393,078	438,357	472,446	476,986	490,985
四半期決済額 (兆円)	56	70	91	96	120	145	205	301	369	472	604	646	629	701	756	763	786

資料: Analysys易観「中国第三方移动支付市场季度观测报告」
1元=16円で計算

直近4・四半期の決済額合計は3000兆円

第三者モバイル決済の主要事業者



支付宝：アリペイ

～アリババ系のアントファイナンス～

- 2005年 : アリババが、ネット通販事業タオバオの一環として、通販購買者から一時代金をあずかり、商品到着後に販売者に代金を振り込むサービスを開始（エスクローサービス）。
- 2011年 : バーコード決済の提供を開始。
- 2012年 : 2次元バーコード決済を開始。
- 2019年 : 登録者が10億人を超えたと報道される。

タオバオの巨大な顧客基盤などを活かして、急激に業務を拡大。近年は、アリペイに関連した融資・消費者ローンなどの金融関連サービスなどでも強みを発揮



アイコンはチャットアプリのWeChatのもの。
ウェシンペイはWeChatの中に組み込まれている。

财付通：ウィチャットペイ

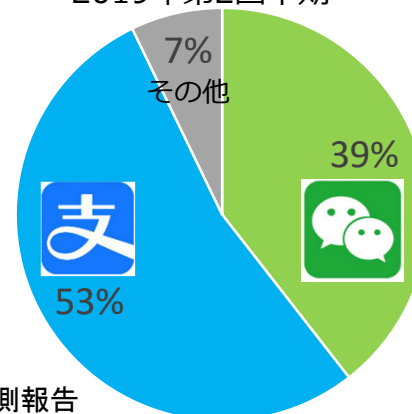
～テンセント系～

- 2013年 : チャットアプリ・ウィチャットに「ウィチャットペイ」の機能を追加。
- 2014年 : 旧正月に、ウィチャットペイをつかって紅包（お年玉のようなもの）を送ることが大流行。

巨大なユーザー数を有するウィチャットの付属機能であり、ウィチャット上で連絡先が登録されていれば個人間の送金が可能。このため、個人間のお金の送付、日常の店舗の支払いなどで多く用いられている。

第3者モバイル決済のシェア

2019年第2四半期



オフラインで使うモバイルペイメントの例

小売店や飲食店、散髪などのサービスなどの利用の際には、二次元バーコードを介した第三者モバイル決済が盛んにおこなわれている。

モバイル決済のサービスを提供するための店舗側の初期費用は極めて低い。

店舗（コンビニ）での利用

(店舗の入り口にモバイル決済ができるマーク)



どんな小さな屋台でも、決済用の2次元バーコードが添付されている。



屋台での利用

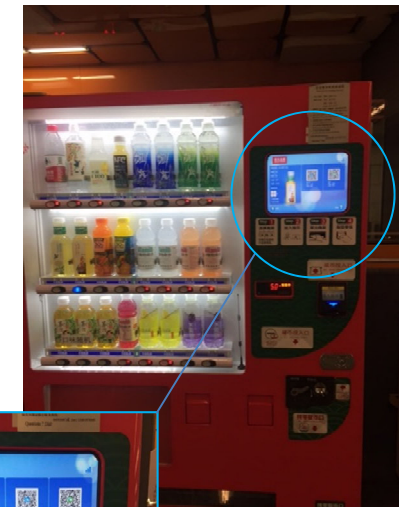
(決済用のバーコードが必ず貼ってある)



自販機も、商品選択後に二次元バーコードでの決済を促す画面が現れる。



自動販売機での利用



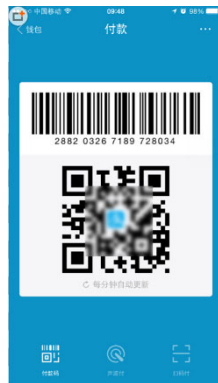
二次元バーコードを利用した決済の方法

決済の手順は大きく2種類、

- ①顧客の携帯アプリのバーコードを店舗が読み取るもの
- ②店舗のバーコードを顧客が携帯アプリで読み取るもの

①顧客の携帯のバーコードを店舗が読み取る場合

1 支払アプリにバーコードを表示



2: 店舗のPOS端末に読み込ませる



※ スマホ上のバーコードは毎回変更される動的バーコード



3: 支払完了/アプリに通知が来る



②店舗のバーコードを顧客が携帯で読み取る

1: 店舗のバーコード



※ 静的バーコード

顧客が専用の携帯アプリで読み取る



2: 支払額の入力画面が表示される



* 小規模店舗や屋台などでは支払額は自動で表示されず、顧客(支払い側)が携帯アプリに支払額を入力する。



3: 支払完了/アプリに通知が来る



モバイルペイメントの使い方の例

ガチャガチャもモバイルペイメントで。



モバイルペイメントの使い方の例

コインロッカーもモバイルペイメントで。

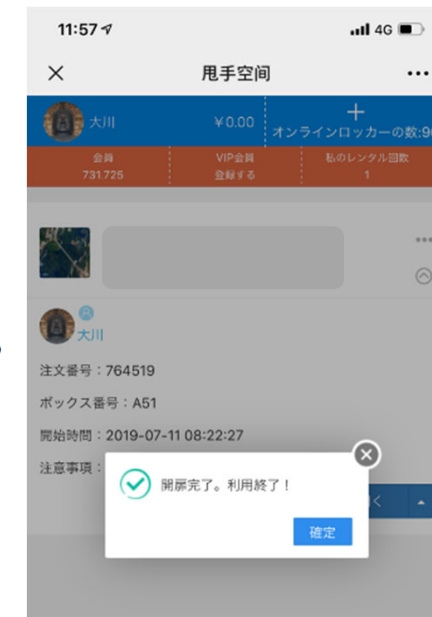
利用者が特定されており、料金回収が容易になるほか、テロ防止などにも役立つと考えられる。



使用開始時



支払い・使用終了時



モバイルペイメントの使い方の例

飲食店で、テーブルごとに個別のバーコードを用意し、会計や注文を自動化する。

① 各テーブル上の2次元バーコードで「会計」ができるもの

1 : テーブル上の QRコードを読む



2 : 携帯上に注文履歴と 金額が表示



3 : モバイルペイメントで 支払い

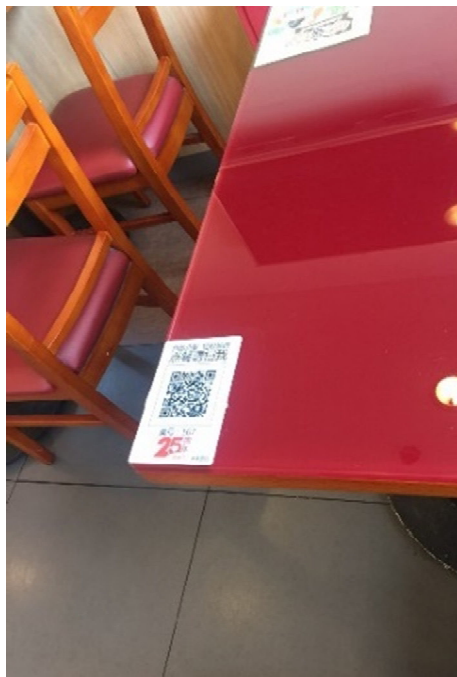


モバイルペイメントの使い方の例

飲食店で、テーブルごとに個別のバーコードを用意し、会計や注文を自動化する。

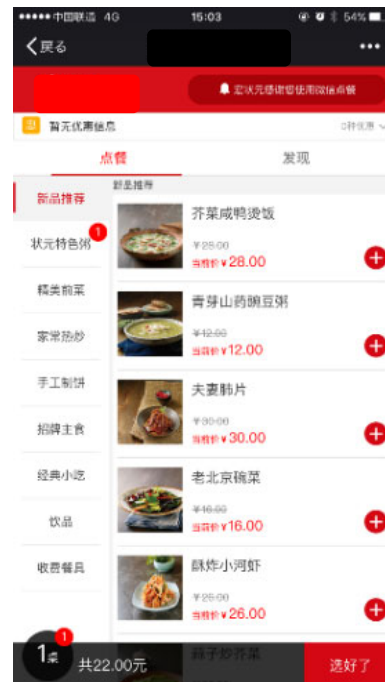
② 客がテーブル上の2次元バーコードで注文や支払いができるもの

1: テーブルごとの バーコードよむ



「来店」

2: 携帯上にメニューが 表示され注文



3: 支払をすると、 その後料理が来る



「料理が来る」

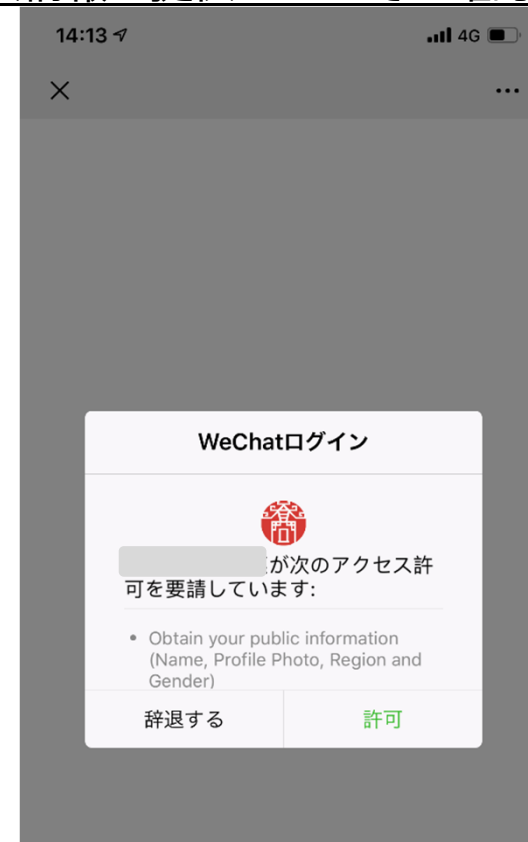
モバイルペイメントの使い方の例

中国で個人情報に関する制度が厳しくなるにつれ、モバイルペイメントを使うに伴う個人情報の取り扱いについて確認されるケースが増えている。

飲食店などでモバイルペイメントを使って決済や注文をしようとすると、モバイルペイメントに登録された個人情報（名前、プロフィール写真、地域、性別）をお店に提供してよいか許可を求められることがある（提供を拒むと、注文ができないか、支払いができなくなる）。

個人情報の提供についての確認画面

注文や支払いのためにコードを読む



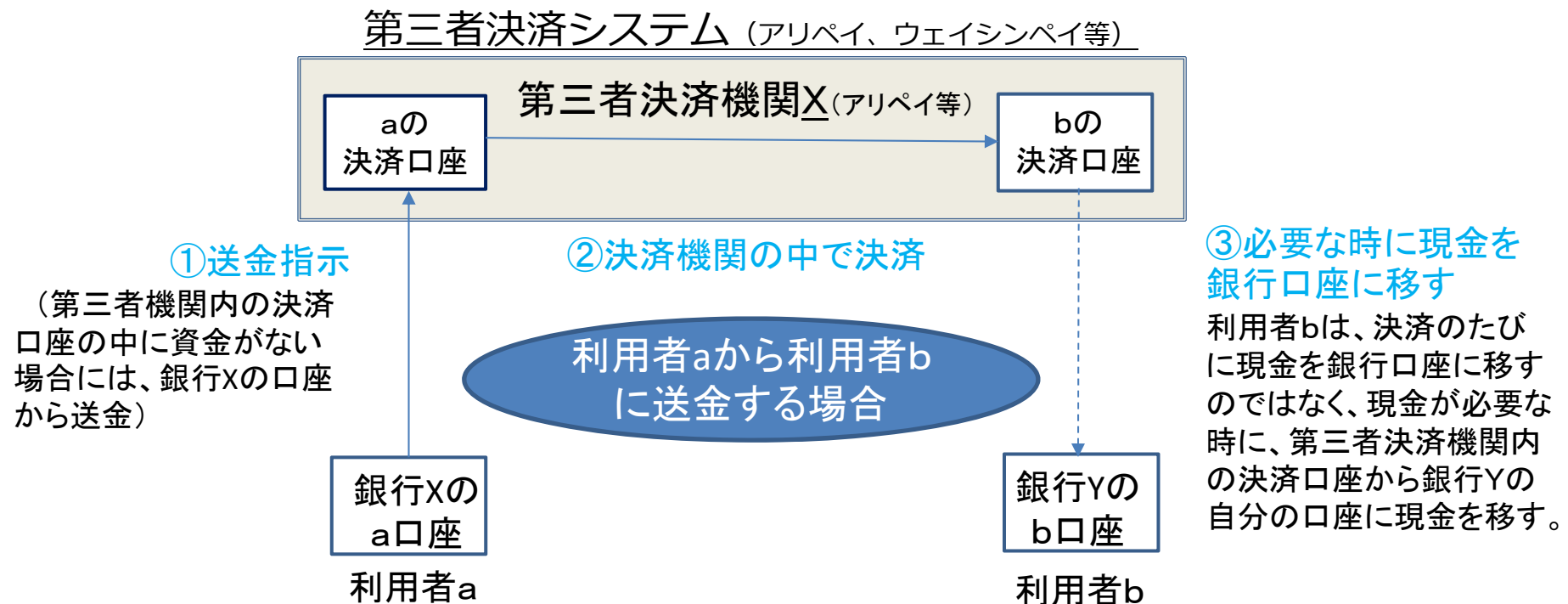
第三者決済サービスの仕組み

中国のモバイルペイメントの最大の特徴は第三者決済サービスの形態をとっていること。

第三者決済サービスでは、アリペイやWeChatPayなどの第三者決済機関の中に、送金元と受け取り手のそれぞれの決済口座を設けて、その間で決済を行う。

決済が第三者決済機関の中だけで完結するため、多数の決済に対応ができるほか、決済手数料が割安※になるとされている。

※ 第三者決済機関の口座間の決済は無料で、第三者決済機関の口座から銀行の口座に資金を移動するときに0.1～0.2%の手数料がかかる



* 実際には、ユーザーが第三者決済機関の仮想口座にあらかじめ入金しているお金を使って、第三者決済機関内の仮想口座間だけで資金のやり取りをすることもある。このため支払い・送金に銀行が全く関係せず、第三者決済機関の中だけで完結することもある。

モバイルペイメントの利用範囲広がり

中国のモバイルペイメントは、第三者決済システムを使うことが特徴だが、二次元バーコードは必ずしも用いない場合がある。オフラインでのサービスでは二次元バーコードを用い、オンラインのサービスでは二次元バーコードを用いない。

オンライン上のサービス 二次元バーコードを使わない

オンライン上で完結するサービス

- ・電子コンテンツの購入
(ネットテレビ、電子書籍等)
- ・電話代・光熱費等の支払い
- ・納税

オンラインとオフラインを組み合わせたサービス

- ・ネット通販
- ・ネット予約タクシー
- ・フードデリバリー
- ・シェアリング自転車、民泊等の各種シェアリングビジネス

チケット等の購入（ネット上で買う場合）

- ・鉄道・飛行機等のチケット購入
- ・イベント、観光地等のチケット購入

レストランや小売業 二次元バーコードを使う※

各種小売店

- ・スーパー、コンビニ等
- ・個人商店
- ・屋台
- ・学校の保護者バザー等

飲食店

ホテル

チケット購入（現地や駅等で買う場合）

- ・鉄道等のチケット購入
- ・イベント、観光地等のチケット購入

オフラインサービスのモバイルペイメントには、「二次元バーコード」が必須となっているのではない。

2016年～2017年ごろは、自動販売機での決済に二次元バーコードに代わってスマートフォンと自販機の間で特殊な音声をやり取りする形式で決済する方法などが試されていた。ただし普及しなかった。

オンラインで使うモバイルペイメントの例

固定資産税の支払い

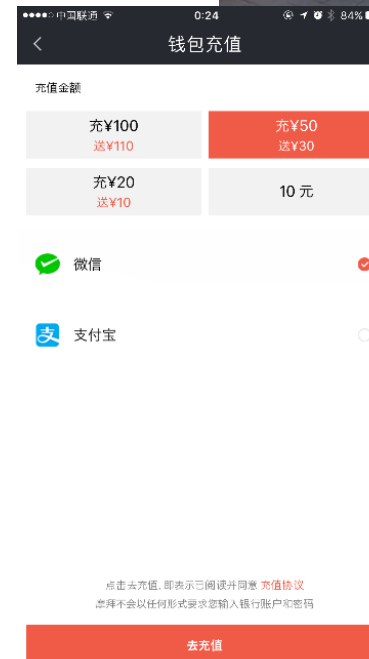
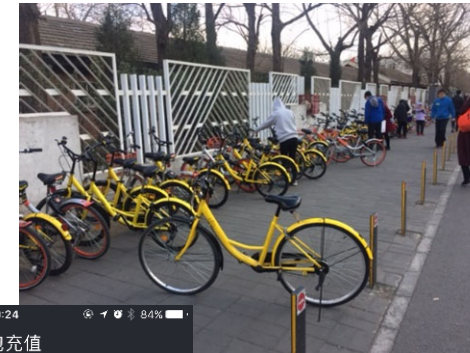
(北京市等の都市で税・罰金などの支払いができる)



アリペイ・アプリの「都市サービス」に関するページ

シェアリング自転車

(料金は携帯アプリを使ってネットで払う)



シェア自転車のモバイクは、支払いの際にモバイルペイメントのウィチャットペイとアリペイのみ受け付ける(2017年ごろ)。実際のシェア自転車の支払いは、100元単位でまとめてチャージすることが多い。

モバイルペイメントを起点にした事業の広がり

第三者モバイル決済の新規ビジネスへの貢献

オンラインビジネスやシェアビジネスにおいて、顧客からの確実な代金回収は大きな課題。

モバイルペイメントは、①決済コストが安く（ほぼゼロ）、②導入費用が少なく、③普及率の高いため、中国で多様なBtoCサービスが生まれる基盤となっている。

一方で、モバイルペイメントがアントファインランスとテンセントの2社にほぼ集約されているため、オンラインビジネスに対するこの2社の影響力は極めて大きくなっている。

第三者モバイル決済を利用する新規ビジネスの例

ほとんどのシェアサービス	シェア自転車（モバイク、ofo）、民泊（途家）
ネット出前注文サービス	メイタン、ウーラマ
ネット予約タクシー	ディディ
オンデマンドビデオ、個人放送	楽視、テンセント视频

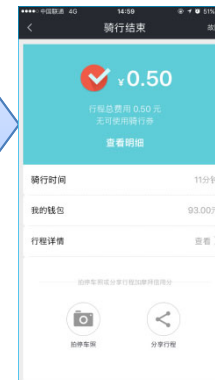
シェア自転車で第三者モバイル決済を利用する事例

第三者モバイル決済を利用して、チャージを行う

- ① 道ばたに放置されているシェア自転車を見つける
→ シェア自転車を見つける
- ② 専用のアプリで自転車の2次元バーコードを読む
→ ロックが自動で開く※
- ③ 自転車のロックをかける
→ アプリに料金が表示される
→ 使い終わった自転車は、歩道等に放置



自転車
に乗る



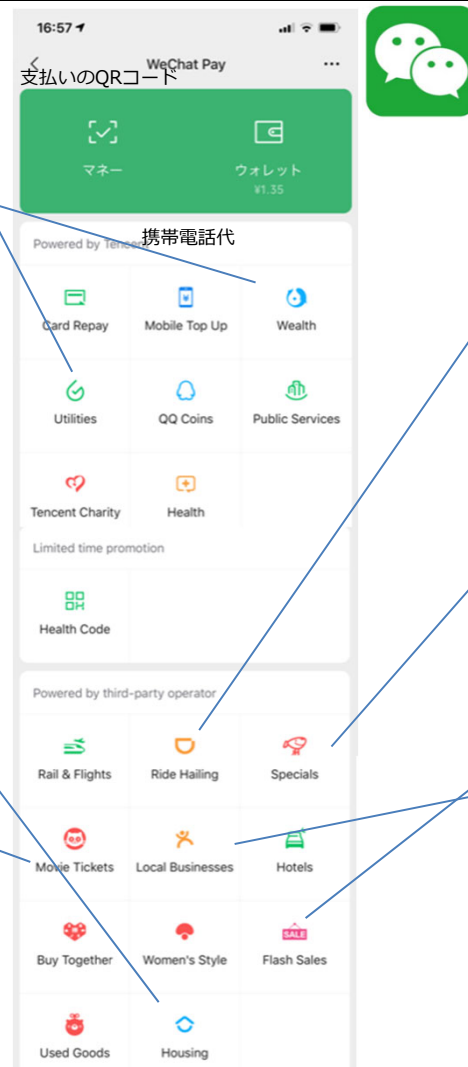
ウィチャットペイを起点にしたサービス展開

ウィチャットのウォレットページには、ここから直接アクセスできる様々なサービスが並ぶ。

テンセントが直接運営するサービスや鉄道・光熱費など以外は、ほとんどテンセントが出資・提携するサービス。ここに並ぶジンドンやディディは、独立したアプリもあり、そこでもウィチャットペイを利用。

テンセントの「WeChat」のウォレットページ

テンセントの理財商品 光熱費など



ネットタクシー



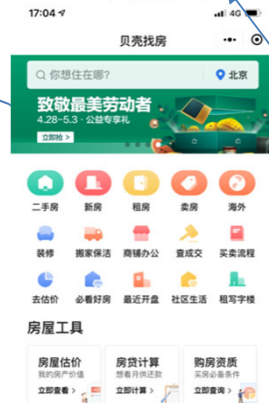
ネット通販



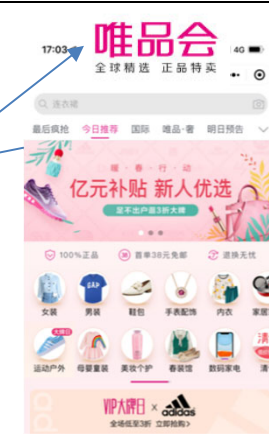
映画チケット



不動産



ネット通販（衣料品）



地域サービス



猫眼電影は、映画評論、映画予約サービス。

アリペイを起点にしたサービス展開

決済

店舗での支払いや
個人間送金に関するアイコン

モビリティのシェアリング

ネット予約タクシー（ディディ）
支払いはアリペイで自動的に終わる
別ページでは、シェア自転車サービスも提供。信用点数が高いユーザーには各種シェアサービスのデポジットが不要になるなどの恩典。

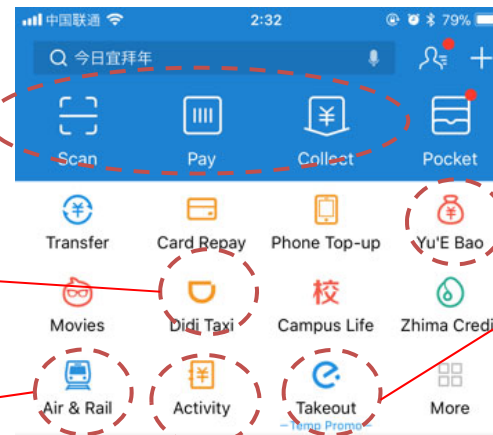
鉄道・航空券

消費履歴と集計



消費履歴が管理され、カテゴリーごとに集計される。

アリペイのトップ画面



残金運用

アリペイ内に滞留している資金を、短期間から銀行よりも高い利回りで運用する。

ネット出前注文サービス

金融商品



民泊



信用点数が高いユーザーは、デポジットが不要になるなど、部屋が借りやすくなる。

アリペイとWeChatのポータル争い

テンセントとアリババを中心に行われる「スーパーAPP（超級APP）」を使った自社サービスへの囲い込みの進展。

中国の利用者数・利用回数の多いアプリのランキング（2017年6月）

ランキング (DAUベース)	アプリ	DAU (Daily Active User)	ユーザー1日の アクセス回数
1	WeChat(テンセント)	5.4億	8.0回
2	QQ (テンセント)	4.0億	8.3回
3	タオバオ(アリババ)	1.9億	3.6回
4	アリペイ(アントファイナンス)	1.5億	4.6回
5	搜狗IME	1.5億	7.7回
6	テンセントビデオ	1.1億	
7	新浪ウェイボー	1.1億	
8	WiFi万能鍵	1.0億	3.9回
9	QQブラウザ(テンセント)	0.9億	
10	テンセント新聞	0.9億	
11	モバイルバイドゥ	0.9億	

資料：極光大データ（オーロラビッグデータ）

ワンストップサービスのためのサービス種類の拡大

エコシステムの総合力を競う争いでは、提供するサービスの品ぞろえが重要。

アリババ、テンセントともに、自陣営の中に多様なサービスを取り込んで、アリペイやWeChatの上で提供している。

アリババ・テンセントが構築しているエコシステム / シェアリングサービス分野の例

アリババ
アントファイナンス



テンセント

タオバオ・天猫



ネット通販



ジンドン
唯品会

ディディ



タクシー配車



ディディ

ハローバイク



哈罗单车
蓝车更好骑

シェア自転車



モバイク

2018年4月にモバイクは米国に買収され、テンセントの直接の出資先ではなくなった。

ウーラマ



ネット出前



美团点评

来电



シェア
バッテリー



小電科技

小電科技は、2017年4月にテンセントから投資を受けた。

2018年3月にも他社から3.5億元(60億円)の投資を受けている。

ミニアプリでさらに広がるエコシステム

ミニアプリは、アリペイやWeChatのアプリの中で他社のサービスを含めた様々なサービス・ゲームなどを提供するもの。「アプリ内アプリ」とも呼ばれる。

アリペイのミニアプリ 12万種類 DAU2.3億人 ※2019年1月29日の記事による

WeChatのミニアプリ 200サービス以上 ユーザー数 6 億人 ※2019年 3 月21日テンセント決算記事

WeChatのトップ画面を引下げる
ミニアプリが現れる



ミニアプリの例



「近くのストア」では近くにあるお店やクーポンを紹介



金融監督当局はモバイルペイメントに関する規制を年々強化

モバイルペイメント関連の規制の強化

第三者決済サービスの監督強化の経緯と概要

2016年ごろから、中国政府・中央銀行は、第三者決済サービスに対する規制・監督を強化する法令を相次いで公布・施行。

これらの法令は「第三者決済機関の中で行われている決済に監視が行き届かない」という問題に対処するだけでなく、今や必要不可欠なシステムとなった第三者決済システムを使い、消費者や事業者（決済システム利用事業者、小売店・飲食店・納入業者等）の監督も強化するものとなっている。

制度	影響
○2017年8月 ・ 統一的決済システム「網聯」を構築し、第三者決済機関と銀行との間の決済は「網聯」を通じて行う。 （「網聯」への移行完了は2018年6月）	・ 中央銀行傘下の「網聯」が、第三者決済機関（アリペイ、テンセントペイなど）と銀行の間の資金移動を把握することで、資金移動を監視できる。
○2017年12月 バーコード支払業務規範（試行）公布 ・ セキュリティ状態に応じた取扱い限度額設定 ・ 第三者決済利用事業者（小売店・飲食店等）のリスク評価の実施 ・ 政府の整備するブラックリストの参照（ブラックリスト掲載事業者は第三者決済を使えない） ※ 規範の施行は2018年4月	・ バーコード決済に関するセキュリティ基準を定めることによって、決済の安全性が向上する。 ・ バーコード決済利用事業者の身元確認などを行うことによる、マネロン対策。 ・ 一度・一日に利用できる決済額が限定され、利便性は低下する。
○2018年8月 「中国人民銀行弁公庁の支払寄稿の顧客預金の全てを集中預託する関連事項に関する通知」	・ 第三者決済のユーザーが第三者決済機関に預け入れている金額の100%に相当する額を預託することで、第三者決済機関は余剰資金の運用ができなくなる。

第三者決済サービスの規制強化① 統一決済機関創設

第三者決済サービスが急速に拡大するに従い、以下のような課題が指摘されている。

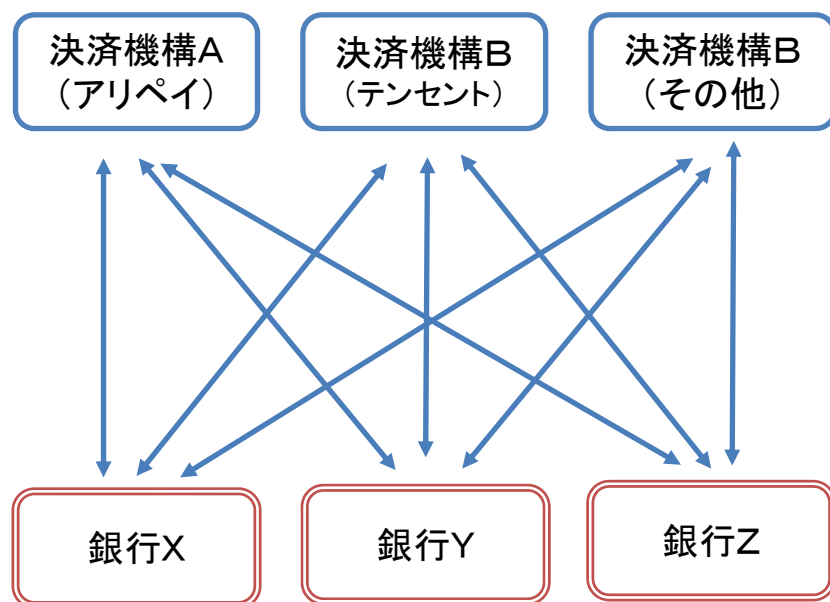
- 中央銀行の監視が届かない（資金流通量の把握ができない、マネロンのリスク）
- 取引データが民間企業である第三者決済サービスにだけ蓄積する。

こうしたことを背景に、中国人民銀行が主導し、○第三者決済機構と○銀行の間を統一的に仲介する決済機関の設置を決定。

中国人民銀行は、2017年8月に公布した規則で、第三者決済機構と銀行の間の資金決済は2018年6月までに統一資金決済機構の「**網聯**」を通じて行うことを求めた。

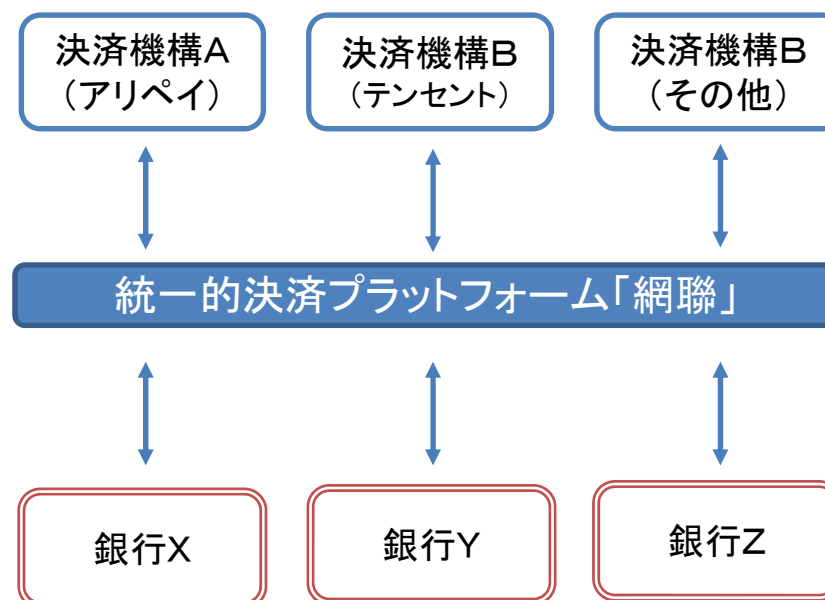
これまでの決済機構と銀行間の決済

個別の決済機構が個別に銀行と決済

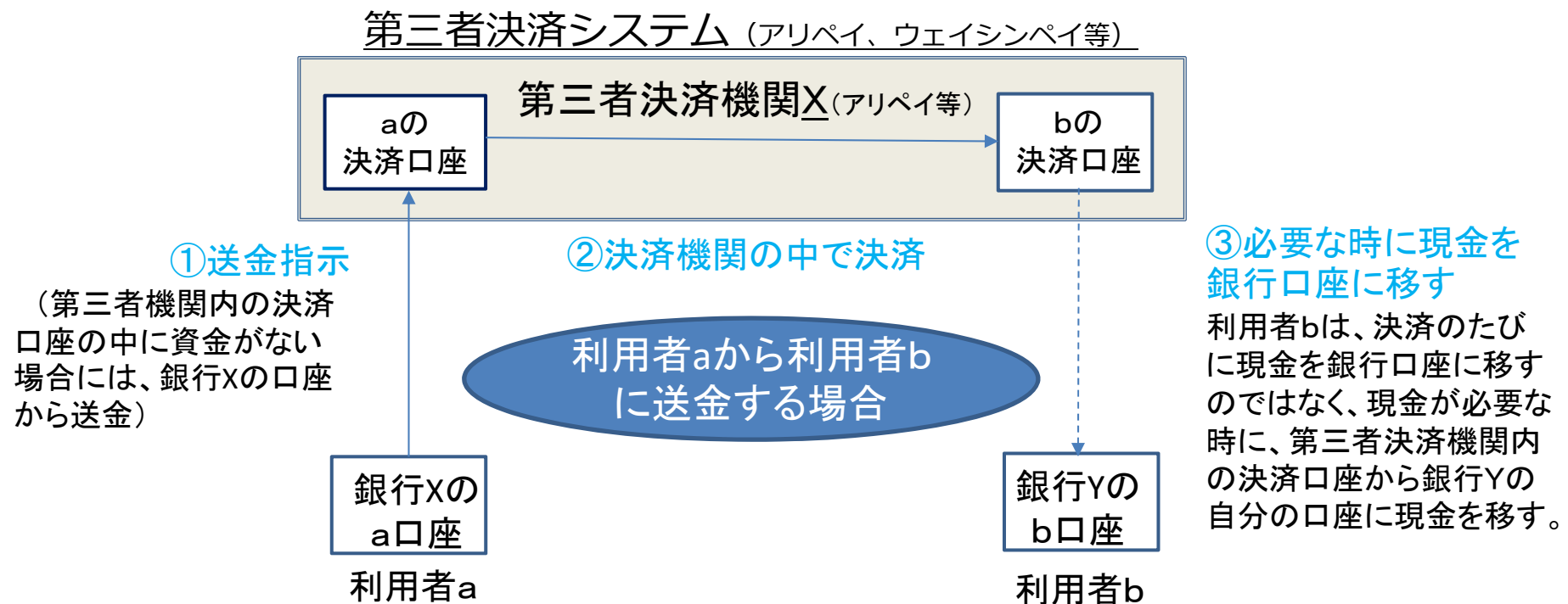


2018年6月以降の決済機構と銀行間の決済

統一的な決済プラットフォーム「網聯」を通じて決済



第三者決済サービスの仕組み（再掲）



第三者決済サービスの規制強化① 統一決済機関創設

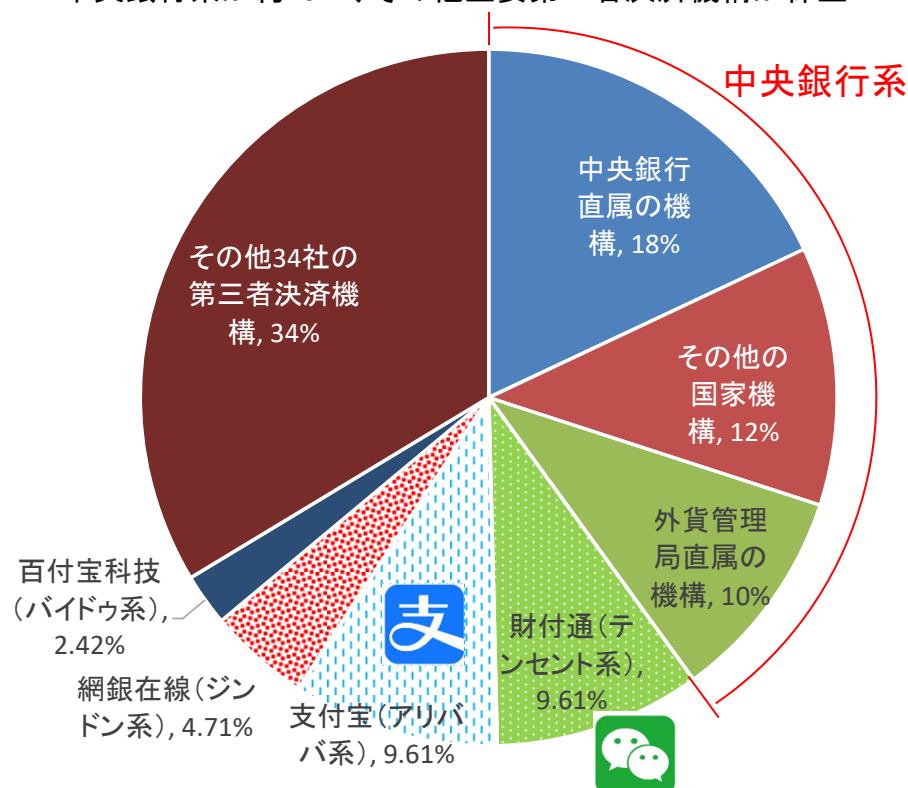
第三者決済サービスで銀行と第三者決済機構をつなぐ「網聯」は中央銀行とアントファイナンス、テンセント等の有力な第三者決済機関などが共同して設置。

2016年8月からアリババ、テンセント、バイドゥ、ジンドンなどのベンダーから100人以上が集められシステム構築を開始。

2017年6月から銀行と第三者決済機構の間の決済を順次「網聯」経由に移行開始し、2018年6月までに移行完了した。

「網聯」の株主構成

中央銀行系が約40%、その他主要第三者決済機構が株主



参考: 雑誌「財経」2017年10月16日号の記事「網聯考察」を参考に作成

「網聯」の規模・求められる処理能力

主要第三者決済機構と主要銀行が加盟

(2017年12月末までの加盟予定企業数)

加盟銀行	約200社
加盟第三者決済機構	約40社

(第三者決済の業務量の例 2016年)

取引数	5・2億件/日
取引額	99兆元/年 (約1700兆円)

ピーク業務量の例(2016年)

11月11日の支付宝のピーク 12万回/秒
春節紅宝※の財付通のピーク 20万回/秒
※ 旧正月に一人が投稿したお年玉を複数人でとりあうゲームのようなもの。
※ 上記の支付宝、財付通の決済は、銀行が関係しないものを含む。

第三者決済サービスの規制強化② 決済額の制限

○ 中央銀行による「バーコード支払業務規範（試行）」 2017年12月

中国人民銀行（中央銀行）は、2017年12月に「バーコード支払業務規範（試行）」を公布した（併せて「バーコード支払安全技术規範（試行）」を公布。）2018年4月から施行。

（1）セキュリティの状態に応じた1ユーザーの1日当たりの決済限度額

リスク防止能力（認証キー種類）	具体的な認証例	1ユーザーの1日当たりの決済上限額
① 認証キー2種類以上 （デジタル証書or電子サインを含む）	デジタル証書（または電子署名） ＋指紋認証＋6桁パスワード	顧客と決済機関の合意 に基づき決定（無制限）
② 認証キー2種類以上 （デジタル証書or電子サインを含まない）	指紋認証＋パスワードの組み合わせ	5000元 （8.5万円）
③ 認証キー1種類	指紋認証orパスワードどれか1種類	1000元 （1.7万円）
④ 静的パスワードのみ使用	店舗が張り出す静的バーコードを読み込むことでの決済	500元 （8500円）

- ・ そのほか決済のセキュリティに関する要件などを規定。

（2）決済後に、店舗側端末、支払側端末に取引概要（金額、提供業者名等）を明示する。

（3）特約業者（バーコード決済利用の小売店、飲食店等）の信用管理

- ・ 決済機関が特約業者を開拓する時には、（政府の管理する）ブラックリストに掲載されていない事業者であることを確認する。ブラックリスト掲載事業者は特約業者から外す。
- ・ 決済機関は、特約業者の基本情報を中国支払精算協会などに報告・送信する。
- ・ 決済機関は、特約業者のエリア・業界・規模・資金信用状況等をもとにリスクを評価。

○ 中央銀行による「中国人民銀行并公庁の支払寄稿の顧客預金の全てを集中預託する関連事項に関する通知」（2018年7月）

- ・ 第三者決済のユーザーが第三者決済機関に預け入れている金額の100%に相当する額を、第三者決済機関は預託しなければならない。
- ・ 経過措置として、通知が発表された2018年7月以降、預託率を徐々に引き上げ、2018年1月14日に100%の預託を実現する。
- ・ 預託金には利子は付されない。

インド・東南アジアを中心に、中国のモバイル決済が海外展開を加速

モバイルペイメントの海外展開

第三者モバイル決済の海外展開の傾向

アリペイとWeChatPayは、ともに中国国外の市場にも進出。

アリペイの海外進出は、大きく分ければ先進国と発展途上国で以下のような傾向がある。

1.主に先進国

- ・ 日本
- ・ 欧州
- ・ 米国 等

- ・ 中国のアリペイユーザーが海外旅行時等に現地での決済手段を提供。

※ 日本では、主要コンビニ、家電量販店、ドラッグストアなど中国からの旅行者が多い店舗の多くでアリペイ・ウィチャットペイが利用可能に。

2.東アジア・東南アジア等

- ・ インド
- ・ パキスタン
- ・ バングラディシュ
- ・ タイ等

- ・ 現地住民の現金決済の代替を目指す進出。

※ アリペイやウェイシンペイはICカードリーダーやクレジットカードリーダーのような特別な機器が不要であり、インフラが未整備な途上国で普及が進む可能性が高い。

※ また、クレジットカードなどのような他のキャッシュレスサービスが浸透していない地域では、スマートフォンを起点とした新たなキャッシュレスサービスとして広がる余地が大きい。

次ページ

アリペイの海外現地通貨決済サービスへの展開

アントファイナンスはアジア9か国・地域のモバイルペイメント事業者に対して出資などを通じて提携。自社のモバイルペイメントの技術やノウハウを提供し、現地の通貨の決済需要を取り込んでいる。

エリア別の状況(報道をまとめたもの)

インド	- アリペイは2015年1月にPaytmに資本・技術提携し2015年中に40%の株取得。 - 以降、Paytmの電子財布サービスは、2017年3月までに、ユーザー2千万から2億人に、1日取引量は820万件に拡大。（インドの高額紙幣廃止も、同社のユーザー拡大に寄与。）。 2020年4月の口座数は5.7億にまで拡大したとしている。
韓国	韓国で9割以上のシェアを持つチャットアプリ「カカオトーク」の傘下のカカオペイに対し、2017年2月にアリペイが2億ドル出資。
フィリピン	2017年2月に同国最大の電子財布サービス「Gcash」を運営するMyntに対して出資することを合意。Mynt傘下には、個人・小規模企業向けに貸し付けを行うFuseLendingも存在。 - Gcashの2019年11月時点の口座数は800万をこえるとしている。
タイ	2016年11月に、アリババとタイのAscendMoneyは戦略的協力を締結。 - AscendMoneyのTrueMoneyは、2019年11月時点で、ミャンマー、インドネシア、カンボジア、フィリピン、ベトナムで4000万人の口座を有し、うちタイでは840万人の口座を有するとしている。
インドネシア	- アントファイナンスは、2017年4月にインドネシアのメディア大手であるEMTEKと戦略提携。PT Espayを設立し電子財布サービスDANAを開始。 2019年7月時点で、DANAは2000万の口座にまで成長。
バングラディッシュ	2018年5月に、アントファイナンスはバングラディッシュの電子マネー企業「bKash」と提携。2020年4月にはbKashは5000万口座に達したとしている。

アリペイの海外現地通貨決済サービスへの展開

アリペイはアジア9か国・地域のモバイルペイメント事業者に対して出資などを通じて提携。自社のモバイルペイメントの技術やノウハウを提供し、現地の通貨の決済需要を取り込んでいる。

中国大陸以外での現地通貨決済サービス利用者数（口座数）は**約7億人**に達している。アリペイのユーザー数は世界で2019年1月に10億人前後としており、この数に近づきつつある。

アントファイナンスが出資などを通じて提携する国外モバイルペイメントサービス 9か国・地域



パキスタンの利用者数は2019年1月の報道に基づく。
なお、パキスタンでは、「310モデル」（後述）に類似の小口融資事業も開始。

中国金融機関は民間企業向け融資が弱いが、フィンテック企業がビッグデータを活用して中小零細企業向け融資を活性化

中小企業貸し出しへの応用とモバイルペイメントビッグデータをめぐる動き

民間企業に回らない銀行融資

中国の民営企業は経済活動の6割を占めるとされるが、中国の銀行貸出し先の中では25%にとどまっている。また民営企業向け利率は国営企業向けより高く設定されるとされる。

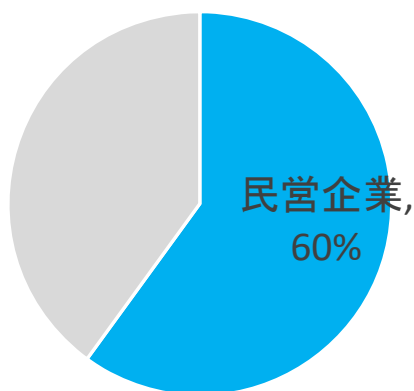
(一二五目標)

- 2018年11月に、中国銀行保険監督委員会が3年後に銀行の民営企業向け貸出しを5割にする目標を発表。銀行融資に占める民営企業向け貸し出しを3年後の目標を以下のようにする。

①大型銀行 3分の**1**以上、②中小型銀行 3分の**2**、③銀行全体 **5**割以上

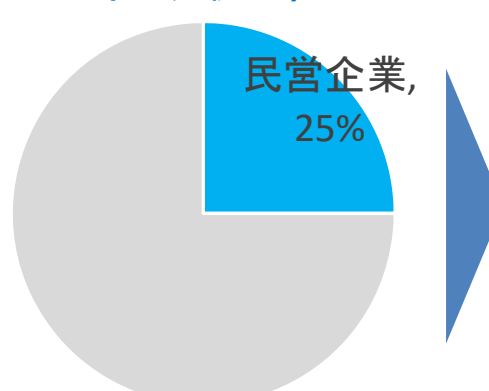
経済活動の中の民営企業の割合

(現状)

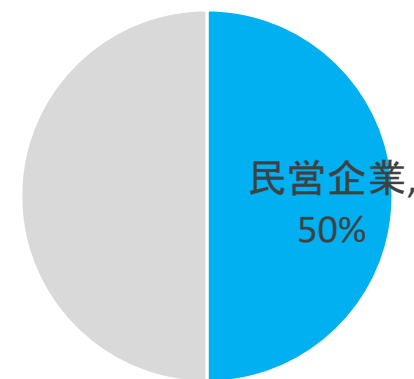


銀行貸出に占める民営企業の割合

(現状)



(3年後 : 目標)



- こうした民間向け融資の増加目標は、民間企業向け融資のノウハウがないまま実施されると結局不良債権が増えるのではないかと懸念が専門家から出された。
- 銀行保険監督委員会は、後日この「一二五目標」を強制的な目標ではないと訂正した。ただし、商業銀行は民営企業への貸し出しのノウハウに乏しく、特に中小企業への資金提供が継続的な課題となっている。

ペイメントのビッグデータを用いた信用評価

アントファイナンスは、アリペイの使用履歴やローンの状況などの情報から、アリペイユーザー個人の信用力を数値化し「**芝麻信用（ゴマ・クレジット）**」として提供。

芝麻信用が高い個人は、無担保での借り入れの限度額が高く設定されるなど、多くのメリットが提供される。また、この方法では、過去に借り入れ履歴や継続した収入がない大学新卒者や個人事業主にも、ほぼ審査時間ゼロで融資を行うことが可能となっている。

1 信用評価の基準



2 評価実施・ランク分け

ポイント	ランク
950～700	最高
700～650	優秀
650～600	良好
600～550	中等
550～350	比較的悪い

3 評価結果に応じたサービス



金融
クレジットや消費者ローンの貸出限度額引上



シェア自転車
デポジットなしで乗られる



民泊
泊まれる物件が増える
借りる条件が良くなる

シンガポールのビザが
取りやすくなる

ホテルのチェックイン
手続きが簡易化される

アントファイナンスはアリペイの決済履歴を使った小口貸し出しを開始

アントファイナンスは自社の保有するビッグデータを用いて与信判断を行う小口貸し出しを開始。「310モデル」として広報。

通常の銀行貸し出しの際には、過去の貸出履歴や財務諸表などを参考に与信を判断する。アントファイナンスの貸し出しでは、貸出履歴のない中小企業や大卒者なども、過去の決済履歴などのデータを用いて与信判断可能。

3 1 0

貸し出しの申込みに
必要な時間は3分

審査は1秒

与信手続きに関
わる人数は0人

財務諸表のない中小
零細企業や貸出履歴
がない新卒社会人な
どもにも与信審査がで
きる

< 2018年末時点までの網商銀行での小口貸し出しの実績 >

- 2018年末の貸出企業は累計1277万企業。（2016年末277万企業、2017年末571万企業）
- 貸出先の8割はサービス業（担保となる資産が少なく、与信判断が難しいとされる）。
- 2018年末までの累計貸出額は2兆元（32兆円）。
- 企業当たり貸出額は2.6万元（40万円）。
- 平均貸出期間は107日。1年に平均7.6回借りる。
- 貸出案件の99%は、期間内に返済される。

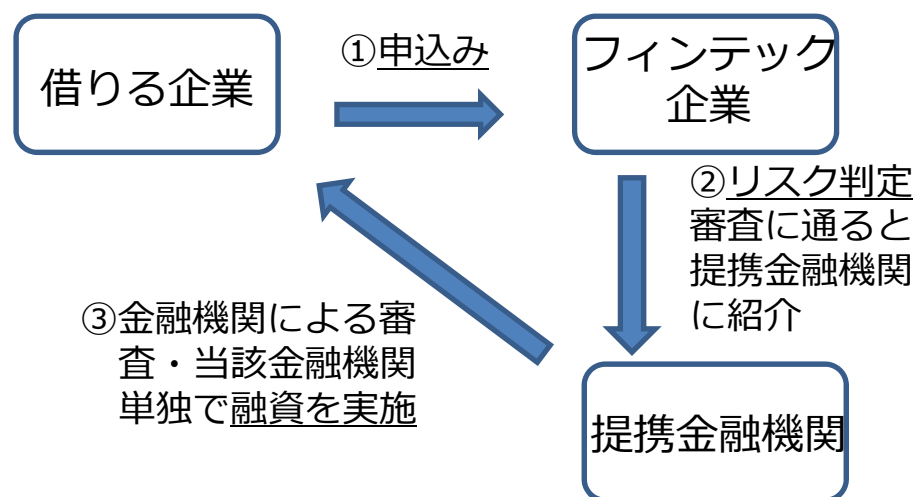
フィンテック企業の融資支援モデル 1

フィンテック企業は、ビッグデータの分析などをもとに高い与信リスク判定能力をもつほか、ペイメントサービスなど通じ多くの顧客と接点を持つ。こうした能力を活かし、モバイルペイメントなどのフィンテック企業が与信判断を行う事業が拡大している。

フィンテック企業は信用リスク評価を行い、借り手企業を提携金融機関に紹介する。提携金融機関単独で融資かフィンテック企業も融資に参加するかで2種類に分かれる。

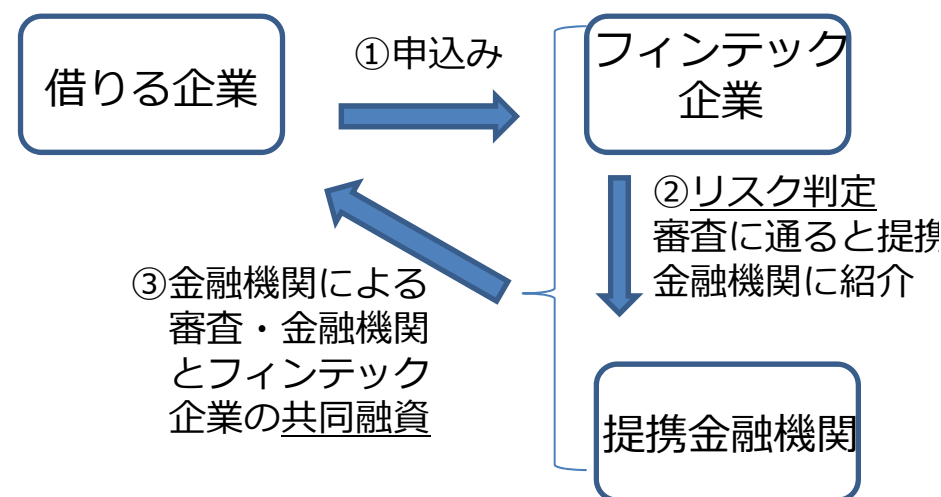
- ① 金融機関が単独で融資する（誘導・融資支援モデル）
- ② 金融機関と紹介したフィンテック企業が合同融資（共同融資モデル）

誘導・融資支援モデル



※フィンテック企業は紹介料・審査情報提供料として利息の一定割合を受け取る。
アントファイナンスの場合には、利息利益の中のアントの取り分は30～35%程度とされる。

共同融資モデル



※ フィンテック企業の貸し出し割合は1～20%とされる。
※ フィンテック企業の融資の割合がゼロに近づく、「誘導・融資支援モデル」と同じになるとの指摘もある。
※ テンセント傘下の微衆銀行は、当局の指導により共同融資中の自社割合を20%まで引き上げ、このためピーク時に4000億元あった貸出しが2500億元まで低下。

フィンテック企業の融資支援モデル 2

豊富な顧客へのチャンネルとビッグデータ分析による融資審査の支援のモデルは、2兆元程度の残高の中で、アントファイナンスが1兆元、テンセントが2500億元、平安普惠3000～4000億元とされ、巨大フィンテック企業が高いシェアを占める。

アントファイナンスは既に400社の金融機関と提携し、提携金融機関もこれまで融資できなかった企業に融資ができるようになってきている。一方で、金融機関のコア業務である与信判断が外部委託されブラックボックスになっているのではないかなどの声もある。

共同融資・貸出サポートモデルの メリット

- ・ ビッグデータの分析に必要な大量のITエンジニア等専門人材を有しない中小金融機関でも、小口貸し出しが容易になる。
- ・ 1～2人の中小企業や大学新卒等の個人は、融資判断の材料となる貸出・返済履歴や財務諸表などがないことが多く、貸し出しが難しかった。この方法では様々なビッグデータを用いて貸し出しが容易になる。

共同融資・貸出サポートモデルの 論点

- ・ 中央銀行は与信判断業務を外部委託することを禁止しているが、フィンテック企業が最初の審査を行うことは**与信判断の外部委託となるか**。
- ・ 金融機関にとってフィンテック企業がビッグデータを使って行う最初の**審査がブラックボックス**になっていないか（金融機関の与信判断能力低下につながる）。
- ・ フィンテック企業が提携金融機関に与信判断のスクリーニングを行うとともに「期待収益率」を示すのは、**暗黙の債務保証**にあたるか。

多数の金融機関の信用情報を収集する「百行征信」RIETI



(1) 「百行征信」の設立

2018年3月に、個人の信用情報を収集する民用金融機関8社と中央銀行傘下の「中国インターネット金融協会」は、「百行征信」を設立。

様々な金融機関などから多様な信用情報を収集し、金融機関に与信判断のために提供するとしている。

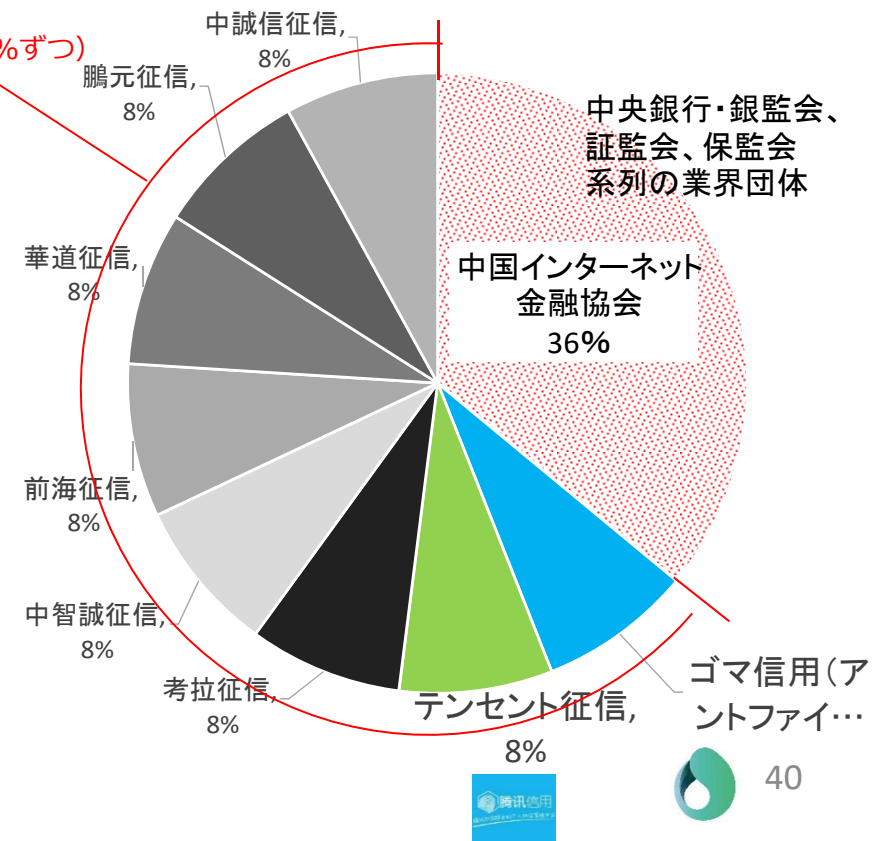
「百行征信」の経緯

- 2015年1月
 - ・ 個人信用情報業務を行う8社が営業開始。
- 2016年3月
 - ・ 中央銀行・銀監会・証監会・保監会によって「インターネット金融協会」が設立。
- 2018年2月
 - ・ 中央銀行が「個人信用業務機構の許可情報公示表」を発表。百行征信の個人信用業務申請書を通過させる。
- 2018年3月
 - ・ 「百行征信」が深センで登記される。
- 2018年5月
 - ・ 百行征信の設立式典が開催される
 - ・ 重慶バイドウ少額ローン、東風プジョーシトロエン自動車金融等15社と信用情報の共有契約を行う。

「百行征信」の株主構成

民間信用評価企業8社が含まれる

個人信用業務を行う8社
(株式8%ずつ)



多数の金融機関の信用情報を収集する「百行征信」RIETI



(2) 百行征信の業務

- 最先端のデータ処理技術を利用して、個人と企業への貸付けに関する担保情報・負債情報の収集
- 貸付業務を行う主体に対し信用情報を提供

① 信用情報の「孤島問題」を解決する

- 金融信用情報が個別の企業に分散しており、それぞれが部分的な領域のみカバーしているという「情報孤島問題」に対応する。

② 伝統的金融が対応を難しい分野をカバーする

- 「ロングテール（小規模・多数）」の顧客は信用情報が少なく、伝統的金融が対応が難しい領域。こうした信用主体も対象として営業を行う。

(収集する信用情報)

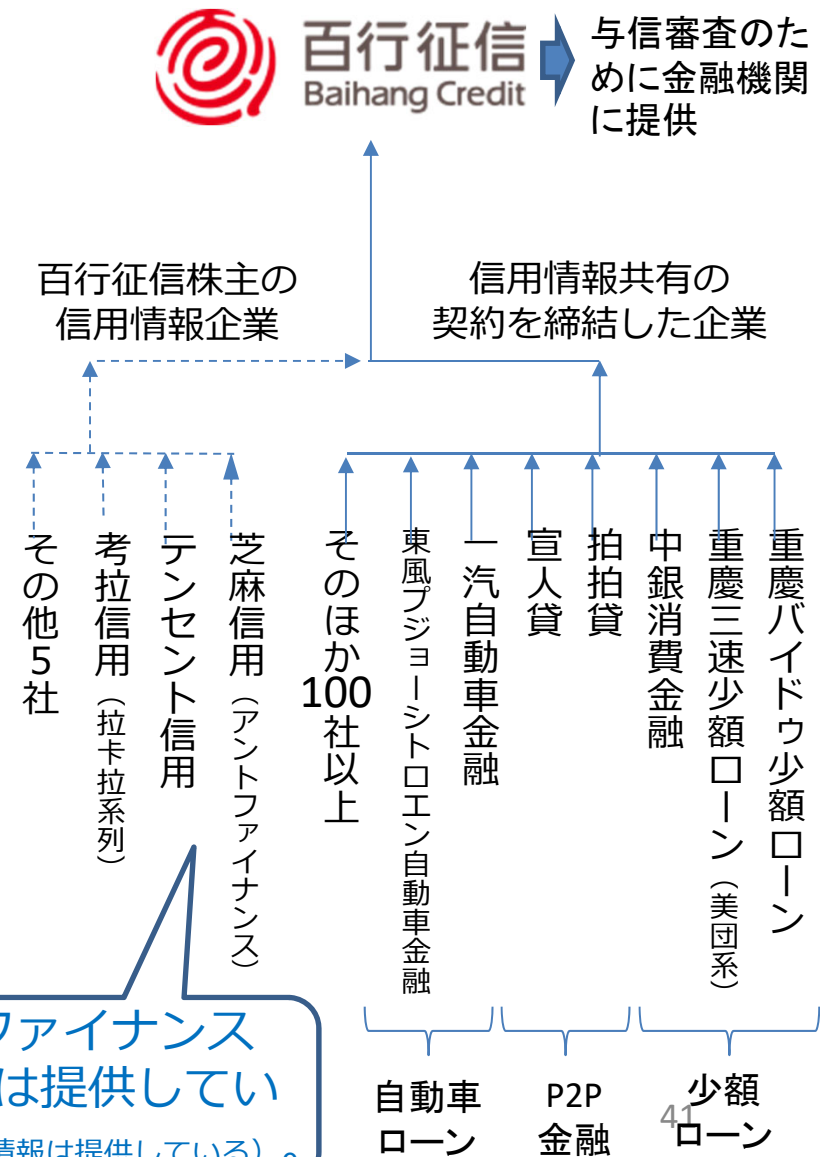
- 伝統的な信用情報（貸出履歴、負債総額等）
- そのほか様々な信用評価製品

③ 信用情報の収集ルート

- 契約したP2P金融事業者、少額ローン事業者、自動車ローン事業者などから貸し出し情報を収集。

出所 百行征信HPIに掲載された百行征信設立セレモニー（2018年5月23日）に関する記事

百行征信の信用情報収集ルート



中国政府は、少額貸出に関する規制を2020年秋に相次いで発表。

規定の主要内容

銀行保険監督委員会弁公庁
**少額貸出企業監督管理
の強化に関する通知**
(2020年9月)

- ① **外部資金調達の上限**
 - ・ 銀行借り入れなどの非標準的形式の資金調達
 自社純資産の1倍まで
 - ・ 社債の発行・資産証券化商品（ABS）等の発行等
 自社純資産の4倍まで
- ② **少額貸出企業の融資**
 - ・ 法令・国のマクロコントロール・産業政策と合致しなければならない。
 - ・ 小口貸出企業の融資を金融・デリバティブなどの投資、不動産市場での違法な投資などに使ってはならない。
- ③ **当局による監視の強化**

銀保監会・中国人民銀行
**ネット少額貸出業務管
理暫定弁法**
(2020年11月からパブコメ)

- ① **融資上限**
 - ・ 自然人への貸出 30万元（約500万円）まで
 - ・ 法人・組織への貸出 100万元（約1500万円）まで
- ② **共同融資の場合**
 - ・ ネット少額貸出企業の融資が30%を下回らないこと。

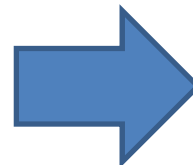
新規制のアントファイナンスへの影響

少額貸出企業監督管理の強化に関する通知（2020年9月）

銀行融資等の資金調達は自己資本の1倍まで
ABS等による資金調達は自己資本の4倍まで

< 現状 >

アントのレバレッジは
推定50～60倍
(出所：財新2020年11月9日版)



< 影響 >

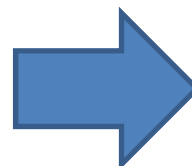
融資額を維持するには自己資本
を大幅に積み増す必要。又は、
共同融資の規模を減らす必要。

ネット少額貸出業務管理暫定弁法・パブリックコメント（2020年11月）

共同融資の融資全体のうち、30%はネット
少額貸出企業（アント等）が融資する

< 現状 >

共同融資を行う際に、融資額全
体に占めるアントの融資額は
1%～10%。
ただし、利息収入全体のうち、
30%程度は、アントが「技術
サービス費用」として受け取る。



< 影響 >

共同融資でアント自身が融資
しなければならない額が増大。
または、共同融資額を減らす
必要。

最近のアントファイナンスをめぐる動き

- **9月7日** 銀行保険監督委員会「**少額貸出企業監督管理の強化に関する通知**」を発表
バーゼル合意に関する自己資本比率に関連した規定を含む
- **10月24日** 上海第2回外灘金融サミット

ジャック・マー
(馬雲) 氏

- ・ バーゼル合意は『老人クラブ』だ。何十年も運営されてきた欧州の金融システムの老朽問題に対応するもの。一方、中国の金融セクターは若く、そもそも「金融システムがない」から、システムリスクも起こらない。
- ・ 中国の銀行は、(担保主義で) 質屋の意識から抜け出していない。
- ・ 優れたイノベーションにとって規制は脅威ではないが、時代遅れの規制は脅威になる。従来のやり方で未来を規制してはいけない
- ・ 習主席が「統治能力を高める」と言ったのは、秩序ある規制下で健全で持続可能な発展を維持することで、規制のせいで発展が阻害されることではない。規制を作ることはいないが、難しいのは、持続可能で健全な発展を生み出す制度を提供することだ。

- **11月2日**
 - ・ 銀保監会・人民銀行が「**ネット少額貸出業務管理暫定弁法**」のパブコメを実施。
 - ・ 中国人民銀行、銀行保険監督委員会、国家外貨管理局の4機関がアントの実質的支配者である馬雲氏、アントの董事長・井賢棟氏、総裁胡・曉明氏に規制に関してヒアリングを行ったと発表。
- **11月3日** アントファイナンスが11月5日に予定されていた上場を停止
- **11月4日** 証券監督委員会が「最近のフィンテック企業に対する規制環境の変化がアントグループの業務構造や収益モデルに重大な影響を与える可能性がある」とコメント。

中央銀行等の4部門によるアントグループへの指導

12月26日 アントグループの指導状況について潘功勝人民銀副総裁が会見でコメント

中国人民銀行、中国銀行保険監督管理委員会、中国证券監督管理委員会、国家外国為替管理局の金融監督管理の4部門は合同でアントグループに対する指導を行い、12月26日にこれについて潘功勝人民銀副総裁が会見でコメントを行った。

問：今回の指導の主要な内容は。

答：金融管理部門は金融の法律・法規および監督管理の要求に従い、アントグループの現在の経営に見られる次のような主要な問題を指摘した。コーポレートガバナンスの仕組みが不備である。法律意識が弱く、監督管理のコンプライアンスを軽視し、規定に反した監督管理で利ざや稼ぐ行為がみられる。市場における優位な地位を利用し、同業経営者を排除している。消費者の合法的權益を損ない、消費者の苦情を招いている。

金融管理部門はアントグループに対し重点業務分野の是正を要求した。

- 1、決済の本来業務に戻り、取引の透明性を高め、不正競争を厳禁する。
- 2、個人信用調査業務について法に基づき認可を受け、コンプライアンス順守の経営を行い、個人のデータ、プライバシーを保護する。
- 3、金融持株会社を法に従って設立し、監督管理の要求を厳格に実行に移し、資本充実と関連取引のコンプライアンスを確保する。
- 4、コーポレートガバナンスを整備し、ブルーデンス監督管理の要求に従い、規定違反の信用貸付、保険、理財〈資産運用〉などの金融活動を厳格に是正する。
- 5、証券ファンド業務を法律・規定に従って行い、証券関連機関のガバナンスを強化し、
資産証券化業務を規定に従って行う。（後略）

アリペイ・WeChatPay等を含む非銀行系決済を対象として、非銀行系決済機関条例が2021年1月20日～2月19日にパブリックコメントにかけられた。

	非銀行系決済機関条例（パブリックコメント）の特徴的な内容
主要株主・ 実質的な支配的地位にある者	・ 過去3年間に前科、重大な法令違反がないこと。 ・ 十分な資本力を有し、安定した収益源と持続可能な発展能力を有する。 ・ 市場における支配的地位の濫用などの不正競争を行っていない。 ・ 市場操作・市場秩序を乱す行為を行っていない。 ・ 中国人民銀行は、非銀行決済機関の大株主・支配株主の審査と徹底した監督を行う。大株主・支配株主の自己資金の出所、性質及び流れを厳格に審査する。
指導監督	・ 中国人民銀行は、非銀行決済機関の正常な運営がリスク事案により影響を受け、利用者の正当な権利利益が害される場合、次のような措置をとることができる。 ① リスクの警告、 ② 資本補充を命じる、③ 重要資産の取引制限、④ 資産の一部売却、⑤ 役員・上級管理職の交代・権利の制限 ・ 非銀行決済機関やその主要株主又は事実上の管理者は、海外投資等のように事業発展・決済事業の安定性・継続性又は利用者の権利・利益に重大な影響を及ぼす可能性のある重要事項を実施しようとする場合、当該事項を実施する前に、中国人民銀行に報告しなければならない。

	非銀行系決済機関条例（パブリックコメント）の特徴的な内容
利用者・特約店に関する情報の扱い	・ 非銀行決済機関は「あなたの顧客を理解する」の原則で、利用者の本人確認の実施、口座開設の目的や取引背景を把握する。 ・ 法令の定めるところにより、利用者情報及び取引記録を保存し、関係当局からの利用者情報・取引情報の照会に協力し、また、所轄官庁からの利用者資金の凍結又は保留に協力しなければならない。 ・ 利用者情報の収集・利用は、適法性・必要性の原則に従い、利用者情報の収集・利用の規程を開示し、利用者の明示的な同意を得なければならない。また、提供するサービスと無関係な利用者情報を収集してはならない。
独占状態の判断と是正措置	・ 次のいずれかのとき、中国人民銀行は独占禁止執行当局に相談し、非銀行決済機関が市場支配力を持っているかどうかを審査することができる。 ① ある非銀行決済機関の、電子決済市場でのシェアが2分の1以上 ② 2社の非銀行決済機関の、電子決済市場でのシェアが3分の2以上 ③ 3社の非銀行決済機関の、電子決済市場でのシェアが4分の3以上 ※ 電子決済市場にはアリペイやWeChatPayのような第三者決済だけでなく銀聯やクレジットカードなどを含むと考えられる。 ・ 非銀行決済機関が安全・効率・誠実・公正な競争原則に従わず、市場の健全な発展に深刻な影響を与えている場合、中国人民銀行は独占禁止執行当局に、市場支配の濫用の停止・決済業務の種類に応じた分割などの措置を採ることを提案できる。
業界団体の自主規制	・ 中国決済清算協会は、法律に基づき業界自主管理を行い、中国人民銀行の監督指導を受けなければならない。また、中国決済清算協会は、非銀行決済機関の業界自主規制規範を策定し、中国人民銀行に報告したあと、実施する⁴⁷。

ロイター 2021年1月11日

中国規制当局がテックジャイアントに消費者信用データの共有を促す

中国は、過剰債務や詐欺を防止するため、アントグループ、テンセント、JD.comなどのテックジャイアント企業に消費者ローンデータの共有を働きかける計画だと、この件に詳しい2人が中国政府の最新のセキュリティ強化について語った。

この計画が実施されれば、政府の業界に対する自由放任主義的なアプローチは事実上終了することになる。巨大ネットプラットフォームは、企業運営・リスク管理・新規顧客の獲得に役立つ重要資産であるデータの提供には抵抗しがちである。

中央銀行を含む中国規制当局は、ネットプラットフォームに対して、彼らの巨大貸出データを全国的信用機関に提供するように指示する計画であると、彼らは言った。

中国人民銀行によって運営・支援されている機関は、適切にリスクを評価し、過剰債務を防ぐために、データを銀行などの貸し手により広く共有するとしている。（後略）

<https://www.reuters.com/article/us-china-big-tech-data-exclusive-idUSKBN29G0M4>

ロイター 2021年2月4日

中国・アントが信用データを刷新、2年後のIPOを見込む

アントファイナンスは、消費者信用データ事業を分社化することを計画していると、関係者が語った。

10億人以上の人々のデータの宝庫を切り離すことは、アントファイナンスの事業改革の重要な部分であり、世界最大となるはずだった370億ドルの新規株式公開に突然の中止をもたらした規制当局の取り締まりに対応するものになると、関係者はロイターに語った。（後略）

<https://jp.reuters.com/article/uk-china-ant-group-exclusive-idUKKBN2A41FQ>

中国のモバイルペイメントは導入時期を過ぎ、これを活用した応用事例やDXを生み出す時期に入っている

中国のモバイルペイメントの技術的なポイントはQRコードを利用することではなく、背後にある決済の仕組み

モバイルペイメントが起点になって様々なビジネスが生まれており、アリペイ・WeChat Payともに積極的にエコシステムを構築

モバイルペイメントが生み出す膨大なビッグデータが中小企業への与信判断などに活用されている、中国政府もこのビッグデータの有用性に着目